

通所介護 デイサービスセンターかなざわ 重要事項説明書
 <令和3年4月1日現在>

1 通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人愛和会
代表者名	理事長 金澤 秀次
所在地・連絡先	(住所) 兵庫県神戸市灘区神ノ木通4丁目2番15号 (電話) 078-871-9001 (FAX) 078-871-2993

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	介護予防 通所介護 デイサービスセンターかなざわ
所在地・連絡先	(住所) 兵庫県神戸市灘区神ノ木通3丁目1番4号 (電話) 078-871-9076 (FAX) 078-805-0234
事業所番号	2870201262
管理者の氏名	金澤 秀市朗
利用定員	25人

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1	0	業務を統括的に管理します
生活相談員	1	1(専従)	0	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います
介護職員	3	1(専従)	2(専従)	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行ないます
看護職員	0	0	0	医療法人愛和介金沢病院との連携
機能訓練指導員	6	0	6(専従)	ご利用者の機能訓練を行います

(3) 設備の概要

食堂及び機能訓練室	91.79 m ²	浴室	一般浴槽 2槽
相談室	9.8 m ²	トイレ	2ヶ所
静養室	9.78 m ²		

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	神戸市灘区 ※地域以外でもご希望の方はご相談ください。
---------	-----------------------------

(5) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月～土・祝祭日	8:30～17:30

営業しない日	日曜日・12月30日～1月3日
--------	-----------------

3 サービスの時間 内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス サービス提供時間 9 時 20 分～16 時 30 分

ア サービス内容

種 類	内 容
入 浴	一般浴のみ。見守り(必要に応じて介添え介助)対応有。 ※入浴時の身心の状態(体調不良など)により、入浴が不適切とデイサービス側で判断された場合、入浴サービスの利用を控えて頂く場合がございます。
排 泄	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、自立に向けて適切なアドバイスを行います。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により、ご利用者の生活機能向上を目指した機能訓練を行います。
生 活 相 談	ご利用者の生活面での指導・援助を行います。
健 康 チェ ッ ク	血圧測定等、ご利用者の健康状態の把握を行います。

イ 費用

- ・利用料金の請求金額は、原則として下記の【料金表】の単位の合計に10.54(神戸市特甲地分)を掛け、介護保険適用により1割～3割(負担割合証に応じた割合)がご利用者の負担額となります。

【料金表】 ※加算などによる利用料金など変更するときは その都度紙面にてお知らせします。

[介護給付] 所要時間7時間以上8時間未満の場合(通常規模型)

○介護度別のサービス加算 (1日あたり)		○その他サービス加算 (1回あたり)	
要介護1	655単位	入浴介助加算	40単位
要介護2	773単位	個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位
要介護3	896単位	個別機能訓練加算Ⅰロ	単位
要介護4	1018単位	口腔機能向上加算 (月2回まで)	150単位
要介護5	1142単位	栄養マネジメント加算 (月2回まで)	150単位
○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合)		送迎減算	-47単位
要介護1～5	18単位 (1日あたり)		

[利用した総単位数に応じた加算]

○介護職員処遇改善加算 (介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合)	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 59/1000 加算した単位
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 43/1000 加算した単位
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 23/1000 加算した単位

- ・ 前述の利用料金を算定する基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険適用の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、実費負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険の給付が行われない場合があります。その場合は、利用料金の全額が実費負担となります。利用料金のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

- 食事代（喫茶・おやつを含む） ￥750-
- 特別食 ￥800-

※余剰金が発生した場合がありますら、活動費(利用者提供プログラム)に充当させていただきます。

○ その他の費用

おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は必要に応じ、別途実費負担となります。

- リハビリパンツ代 : M サイズ ￥175 -
L サイズ ￥205 -
- 尿取りパット代 : ￥50 -
- 連絡帳の再発行 : ￥200 -
- その他必要分の費用発生時
- 介護保険支給限度基準額超過分自己負担金(必要な場合のみ)

○ キャンセル料

ご利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次に挙げる場合キャンセル料をいただきます。

利用日の前日の17時までにご連絡いただいた場合	無 料
利用日の前日の17時までにご連絡がなかった場合	キャンセル料 ￥750-

・連絡先 TEL 078-871-9076 FAX 078-805-0234

※利用日当日のキャンセルにつきましては、理由の如何を問わずキャンセル料を申し受けます。

※月曜日ご利用の方は、前日の日曜に下記のいずれかに御連絡していただき、伝言を残していただけるよう御願ひ申し上げます。

- ① FAX (078-805-0234)
- ② 携帯電話 (070-6917-4858)

(3) 利用料等のお支払方法

毎月20日頃までに前月分の請求をいたします。請求書兼領収書を茶封筒に入れて、お渡しいたしますので、請求月末日までに現金でお支払いください。入金確認後、領収印を押印した領収書を発行してお渡しいたします。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

介護保険法の趣旨に従い、高齢者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように通所介護サービスを通じて支援する。

(2) 運営方針

高齢者の個々の状況やご希望を踏まえ、適切な運動メニューにより生活向上機能を目指すと共にご利用者の生活面での指導・援助を行うことにより自立支援を促します。

(3) その他

事 項	内 容
通所介護計画の作成 及び事後評価	当事業所の管理者が、ご利用者の直面している課題等を評価し、ご希望を踏まえて、通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載してご利用者に説明のうえ交付します。
従業員研修	年2回、研修を行います。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所ご利用者様相談窓口	窓口責任者 奥田 淳子 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話 078-871-9076 面接 当事業所相談室
事業所以外の相談窓口	神戸市保健福祉局 介護指導課 <u>TEL：078-322-6326</u> （平日 8:45～12:00、13:00～17:30） 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 <u>TEL：078-332-5617</u> （平日 8:45～17:15） 神戸市消費生活センター（契約についてのご相談） <u>TEL：078-371-1221</u> （平日 8:45～17:30） ※神戸市生活情報センターは、平成29年4月に 神戸市消費生活センターへ名称変更

6 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画に則り対応を行います。
防災訓練	消防計画に則り、年1回防災訓練を行います。
防災設備	誘導灯 2ヶ所
	消火器 2本
	カーテン・カーペット等は防災性能のあるものを使用しています。
消防計画等	灘消防署への届出日：令和元年9月24日 防火管理者：金澤秀市朗

7 サービス利用に当たっての留意事項

- 加算の変更などによる利用料変更の場合は紙面にてその都度、お知らせ致します。
- 食品類(菓子類含む)の持ち込み、及び施設内で提供する食品類のお持ち帰りは食品衛生上の問題があり、不慮の誤嚥事故防止の為、お控えください。
- お食事の嗜好 形態 (キザミ食など) アレルギーなどありましたら、お知らせください。
- 決められた場所、時間帯以外での喫煙はお控えください。
- 他の利用者様へ故意と認められる迷惑行為はお控えください。
- 施設内での他の利用者様に対する執拗な宗教活動、及び政治活動はお控えください。
- 施設内では氏名を記入した室内履きをご用意ください。
- 入浴をされる方は下着の準備よろしくお願い致します。
- 私物の管理において氏名の記入が必要と思われる物 (下着など) には氏名の記入をお願いさせていただく場合があります。
- デイサービスでの活動上、必要のない貴重品等をお持ちになられるのは、盗難紛失等防止の為、お控えください。又、所持金品、物品等は、利用者様の自己の責任で管理をお願い致します。
- デイサービスでの営業時間内においての活動に関して、安全 (転等事故防止等) の為、介護職員、療法士、看護師の案内、指示をお守りください。

※ 防げない事故、転倒などは起こりうるがありますが、可能な限り迅速な対応をさせていただきます。

- 御利用者様が長期のお休みをされ、利用再開の御希望がある場合、御利用されていた曜日・御利用回数共に再度、検討させていただく場合があります。
- 送迎時間は他の御利用者様の準備、道路状態によって前後することがありますので御理解のほど宜しくお願い致します。

※お薬が変更になった場合、又はかかりつけ病院を変更した場合は職員にお知らせください。

※デイサービスのお迎え時に体調不良などの際は 病院を受診していただいた後の御利用となる場合もありますので宜しくお願い致します。

※身体が急変した場合は金沢病院もしくは救急病院に搬送いたします。その際、緊急連絡先にも連絡させていただきます。積極的な延命、蘇生 (気管内挿管・人工呼吸器等)、希望されない処置ある場合は事前にお申し出下さい。

※上記留意事項につき、お守り頂けない場合は、当デイサービスのご利用を見合わせて頂く場合もございます。

8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に身体上の容態の急変などがあった場合は、御利用者の主治医、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。また急を要する場合は併設されている金沢病院へ受診し、出来る範囲の処置を施させていただきます。

主治医	病 院 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住 所	
	電 話 番 号	

↑必ず記入御願ひ致します

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護予防通所介護 通所介護の重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 神戸市灘区神ノ木通4丁目2番15号
医療法人愛和会
理事長 金澤 秀次 印

事業所 神戸市灘区神ノ木通3丁目1番4号
通所介護 デイサービスセンターかなざわ
(事業所番号) 2870201262
管理者 金澤 秀市朗 印

説明者 職 名
氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護予防通所介護 通所介護の重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名 印

代理人（選任した場合）

住 所
氏 名 印

医療法人愛和会 通所介護 デイサービスセンターかなざわ 運営規程

第1条 医療法人愛和会が開設する指定通所介護事業所 通所介護デイサービスセンターかなざわ（以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員（以下「生活相談員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利

用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さ

らに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るた

めに、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の所在す市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するも者との連携に努めるものとする。

3 前2項のほか「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 通所介護デイサービスセンターかなざわ

（2）所在地 兵庫県神戸市灘区神ノ木通三丁目1番4号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている

指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

通所介護従業者 生活相談員 1名（常勤専従1名）

介護職員 2名（常勤兼務1名 非常勤専従1名）

機能訓練指導員1名（常勤専従1名）

従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談

助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

サービス提供時間は午前9時20分から午後4時30分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、1日25人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その各自の負担額の支払を受けるものとする。

- 2、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。
- 3、食費については、750円を徴収する。（おやつ代含む また余剰金は活動費に充当する。）
特別食については、800円を徴収する
- 4、おむつ代は、実費を徴収する。
- 5、その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用について徴収する。
- 6、利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。
- 8、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、神戸市灘区の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講ずるものとする。

2、この指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたとき

きは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、必要な措置を講ずるものとする。

2、本事業所は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、本事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(ア)採用時研修 採用1ヶ月以内

(イ)継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 本事業所は、通所介護に関する記録を整備し、通所介護完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人愛和会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和1年10月28日から施行する。

介護予防通所介護 通所介護 デイサービスセンターかなざわ 利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と医療法人愛和会（以下「事業者」という。）は、契約者が通所介護デイサービスセンターかなざわ（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービス及び介護予防通所介護サービス（以下「通所介護サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙重要事項説明書に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1～3割）を事業者を支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 5 契約者は、前4項に定めるサービス利用料金を利用月の翌月末までに、支払うものとします。

第6条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第9条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第11条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第12条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 13 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 14 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 15 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 16 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 17 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 2 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第18条（精算）

第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第19条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第20条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 神戸市灘区神ノ木通4丁目2番15号
医療法人愛和会
理事長 金澤 秀次 印

事業所 神戸市灘区神ノ木通3丁目1番4号
通所介護 デイサービスセンターかなざわ
(事業所番号) 2870201262
管理者 金澤 秀市朗 印

説明者 職名
氏名 印

契約者 住所

氏名 印